



自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定

岐阜県では、自転車の交通事故を防止するため、令和4年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。

令和4年4月1日施行

交通ルールの遵守・歩行者への配慮

- 自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努める
- 車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守する
- 歩行者や他の車両の通行に配慮するように努める

自転車の定期的な点検・整備

- 自転車を定期的に点検し、必要な整備を行うよう努める
- 自転車の両側面に反射器材を備える等の交通事故防止対策に努める

令和4年10月1日施行

大人も子供も乗車用ヘルメットを着用

- 自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める



自転車損害賠償責任保険等への加入

- 自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない



岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kotsuanzen>

ツイッターURL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター



交通安全情報